

奈良市須川町発見の鎮壇具

銅製

瓶
輪宝
檄

一 はじめに

ここに紹介する資料は、昭和六一年五月に発見された密教の鎮壇具である。偶然の機会に発見されたため、若干傷められたものもあり、儀軌に示されたとおりの員数は揃っていないが、密教の鎮壇具としては稀有の資料である。

密教関係の地鎮・鎮壇資料は眼にふれる機会が多いように感じられるが、その実、儀軌に則った資料は意外に少ないのである。密教においては、東密、台密を問わず供養に際して法具が用いられ、それが地下に埋納される。平安時代、とくに十世紀以降盛んに行われるようになった地鎮・鎮壇の記録を見ると、輪宝や檄などの密教法具が必ず供養の際に用いられている。たとえば『阿婆縛抄』の「安鎮日記集」⁽¹⁾には、平安時代に行われた二五ヶ所の地鎮供養の例があげられ、そのほとんどの例で輪宝^{（け）}が用いられている。内裏・権門・勢家・寺院などの造営の都度こうした供養が行われたものと思われ、記録に残る数倍の事例があったことだろう。しかし、現在知られる地鎮・鎮壇に用いられた密教法具の発見例は、十指をこえるかどうかとい

う程度である。これらの法具が、本来的に地下に埋納されるものであることを考えたならば、遺存例が乏しいのは当然のことと言えるのかもしれない。

新発見の資料は、教義に則った員数に不足分が見られるものの、種類としては揃っている。密教にもとづく地鎮・鎮壇具として重要なものと考えられるので、資料の紹介と合わせて若干の検討結果を述べようと思う。本資料の所蔵者殿芝一男氏の御厚意によって本誌に発表することができた。同氏に厚く御礼申し上げたい。なお、本資料は京都国立博物館に寄託されている。

二 資料解説

発見の経緯 発見された資料はいずれも金属製の密教法具であり、瓶一口、輪宝七枚、檄五本である。発見地は奈良市須川町「スノタニ」二〇九一番地で、現状は水田である。

奈良市須川町は奈良盆地北東の東山中に在る。東山中は古代から仏教に深い関わりをもっており、春日山石窟仏が点在する谷は誓多林に連なり、その北方には大慈仙、忍辱山の谷が約一キロごとに入りこんでいる。須川町は忍辱山のひとつ北に在る谷筋にあたり、試みに奈良県庁から測ると、直線距離で約八キロある。

殿芝氏は自宅の傍にある水田で金魚を養殖しておられるが、夏季には酸素欠乏状態になりやすく、それを防ぐために、二十メートル程離れたところを流れる谷川の水を引く計画をたてられた。その水は「スノタニ」二〇九一番地の田に幅三十センチほどの溝を穿って導くものであり、本年五月の連休日に一男氏長男殿芝良知氏によって行われた溝掘削中に本資料が出土した。それらはほぼ三十センチ

四方の範圍にまとまつており、輪宝は七枚が重ね合わせられ、槩はひとまとめになっていたとのことである。出土地の水田は湧水がはげしく、輪宝・槩との位置関係は不明であるが、いずれにせよ三十センチ四方の中のことであり、近接して埋納されていたものである。瓶は正位置で発見されたという。

殿芝一男氏は、本資料に関連して幼少の頃に御父君から聞いた話を憶い出されたという。それは、明治に入っている前後のことで、この地域の水田の「まち合わせ」、すなわち小水田の合併が行われた際に仏具が掘り出されたが、祟りを恐れて現在の殿芝家の近くに埋められたことがあったとの話である。仏具の具体的な内容もわからず、聞き伝えでもあるが注目すべき内容である。

本資料発見後、良知氏の逸子夫人が、興福寺国宝館開催の特別陳列「出土資料展」のポスターにある大御堂出土鎮壇具の写真を見かけられ、自宅で保管中の資料がよく似ていることに気がつかれ、筆者に資料の存在を連絡してこられたものである。

瓶 銅の鑄造による高台付瓶である。全体的に黄色味がかっており、黄銅質である。鍍金の痕跡は認められない。器面を鑢状器具で整えているが、胴部のほぼ全面に鑄造時の鬆が認められる。高さ一二・七センチ、口径三・四センチ、胴部最大径六・七センチ、高台底径四・九センチである。胴部最大径が胴の上部にあり、肩が強く張った形態を示す。高台と、胴下部の間に節帯をもつ。頸部と腰部には各二条の凸線が廻り、肩部には一段の稜がある。胴部の一部に紐のかかった痕跡かと思われる、十字に色変わりしたところがある。底は、高台と節帯の中間の位置で銅板を鐵付けしている。底板は赤味が強く、赤銅と思われる。瓶内には、瑠璃片が一点遺存していた。

蓋は赤銅製の被せ蓋で、高さ一・五センチ、直径三・六センチある。上面の端ちかくに直径一ミリの円孔が見られるが、意図的なものかどうかかわからない。上面中央に宝珠形の鈕を鋳留めしている。

輪宝 薄い銅板（一ミリ弱）を打ち抜いたもので、八鋒に三鈷を作り出した三鈷輪宝である。鍍金の痕跡は認められない。出土した七枚の輪宝は寸法にそれぞれ若干の差が見られるが、平均値は輦部径十一・一センチ、輦部径四・〇センチで、中央には槩に載せるための円孔（径〇・五センチ）が穿たれている。三鈷の長さは一・四センチある。輦部は沈線によつて内外両区に分けられ、内区に連珠文を、外区には覆輪状の文様をめぐらす。外区の文様は、他の輪宝例から花卉を意図したものと見てさしかえない。輦部は内・中・外の三区に分けられ、内・中区に珠文を、外区に花卉文をめぐらす。輦の基部には重弁の蓮弁を三弁、鈷の基部には中央に単弁をおき、両側に重弁各一弁をおいている。いずれの文様も線刻によつて表わされている。

槩 銅の鑄造による金剛槩である。鍍金の痕跡はない。完形品が二本あり、全長は大が二七・五センチで、小が七六・八センチである。他は二本が半ばで折損し、一本は上半部が欠失している。いずれにも鑄造時の鬆や亀裂が見られる。把部は鬼目の上下に八角二線の約紐で締めた短かい単弁の蓮弁をおく。鈷部の先端には蓮座をおき、輪宝を載せるための「根」をつくり出す。下方には蓮座をつくる。鬼目・蓮弁ともに刻線で表わされる。蓮弁と鬼目・鈷部との間が離れており、特異な形態である。

三 関連資料

殿芝氏所蔵の資料（以下殿芝資料と呼ぶ）は瓶、輪宝、櫛の三者ともに金属製であること、瓶の胴下部に節帯をもつこと、輪宝が銅の薄板を載せたもので鎮壇用の三鈷輪宝に作られていることが特徴である。従来知られる地鎮・鎮壇用の法具の中で、三種揃って出土した奈良興福寺大御堂と滋賀石山寺多宝塔の二例を関連資料としてとりあげ、殿芝資料に検討を加える手懸りとする。

1 興福寺菩提院大御堂の資料⁽²⁾

興福寺菩提院大御堂は奈良市菩提町にあり、五重塔の建つ南側を東西に走る三条通りを隔てたところにある。

菩提院の創立がいつであるのか、それを示す資料がないので明確ではないが、「興福寺年中行事二」（内閣文庫蔵大乘院文書）に康和三年（一一〇二）以後の三十講への寺家の出仕例として、「菩提院三十講寺家御出仕事」と見えるので、康和三年以前の創立であることが知られるにすぎない。昭和四三年、大御堂の復興工事に伴って発掘調査が行われた。そして復興工事のために解体された大御堂が、少なくとも創建以来五代目の建物であり、建て替えの度に建物規模が大きくなっていったことが明らかにされた。そして、出土遺物から創建の建物が九世紀代であることが知られた。第II期（十二世紀）を経て、第III期の基壇面から堂の建設時に須弥壇の下にあたる位置、すなわち建物のほぼ中心に一辺九十センチ・深さ三五センチの正方形の穴が検出され、その中から密教法具を主体とした鎮壇具が発見された。鎮壇具埋納の時期は、遺構・遺物から十二世紀末葉であるこ

とが明らかになっている。

鎮壇具として埋納された品は、瓶一・輪宝十・櫛八・瓦器碗十一・土師器小皿十一である。埋納状況は以下の如くである。穴の中央に輪宝を一枚置き、その上に瓶を安置、さらに瓶の蓋上に輪宝を一枚載せている。瓶の八方には「根」に輪宝を突き刺した櫛を立て、これらの間隙に各十一個の瓦器碗と土師器の小皿を置く。それらは北から三・五・三個の数で東西方向に配置したようである。鎮壇具は以下のとおりである。

瓶 銅の鑄造である。仕上げは鏡状器具で行われており随所に擦痕が見られる。蓋が錆着しているために瓶の高さを正確には知り得ないが、約一四・二センチに復原できる。頸部の径一・七センチ、腰部の径一・九センチである。胴部最大径が胴の上部にあるので、肩の張った形態を見せている。高台の上、胴の下部に節帯をもつ。頸部と腰部には二条の凸線がめぐり、肩部には二段の稜がある。高台径は四・八センチあり、下面には僅かではあるが錆着した繊維が認められる。底は木栓で塞いでおり、内部から金箔片や、靱殻などが検出された。蓋は銅製被せ蓋で、直径九・九センチある。上部には宝珠形の鈕を留めている。表面の仕上げは荒くなされており、擦痕が明瞭に認められる。身・蓋ともに鍍金の痕跡は認められない。

輪宝 銅板（平均値〇・七ミリ）を打ち抜いたもので、八鋒に三鈷を作り出した三鈷輪宝である。鍍金の痕跡は認められない。十枚の輪宝は寸法にそれぞれ若干の差が見られるが、平均的な数値は胴部径十五・七センチである。轂部には単弁八弁の蓮弁をたがねで打ち出している。蓮弁は横幅が広く円みを帯び、弁端もさほど尖っていない。轂の中心には直径約〇・六センチの円孔を穿っているが、櫛

の「根」を刺しこんだ際に、孔がささくれて大きく広げられたものが見られる。

概 銅の鑄造であるが、鍍金の痕跡は認められない。全長は八本それぞれに多少の差があるが、平均値約二九センチである。八角独鈷形に蓮座をつけたもので、四個の鬼目の上下には二条の約紐で締めた重弁の蓮弁帯がめぐっている。鈷の先端には蓮座をおき、「根」をつくり出している。いずれにも鑄型の合わせ目のずれによる甲張り、文様のずれがあり、甲張りを鑄で荒く削り取る際に蓮弁や鬼目を損傷させたものがある。

瓦器碗 口径十四・三〇センチ、器高四・六五・一センチの高台付碗で、ほとんどのものが歪んでいる。口縁端面内には一条の沈線が廻り、口縁部から底部のちかくまで行われている内面の篋磨きは平均して三十周程度である。底部内面の暗文は、ごく簡単に円弧をえがいた程度である。器壁外面の調整は、口縁部にのみ横なでを行う。胴上部には簡単な暗文がある。

土師器小皿 形にやや大小があるが、口径の平均値は約九センチで、高さは約一・八センチである。口縁外面には調整の際の凹みが見られるものもあり、底部ちかくに一段の稜のつくものもある。

2 石山寺多宝塔の資料⁽³⁾

石山寺は滋賀県大津市石山寺町にある。寺は、八世紀に奈良朝政府によって造営工事が進められた。多宝塔は建久年間（一一九〇～一一九八）の造営である。この多宝塔の解体修理工事が昭和七・八年に行われ、基礎工事を施す際に鎮壇具が発見された。すなわち四天柱の圈内、須弥壇の直下にあたる中心となる位置から瓶が、その八方

から輪宝を載せた概が発見されたのである。これらの他には何等埋納物は認められなかったという。また、これらを埋納するための坑についての記載はない。

瓶 花瓶形鑄銅製で、高さ十三・〇センチ、口径四・一センチ、底径四・五センチある。底辺外面に僅かに二本の沈線が廻るが、他は無文である。胴部には、紐掛けをした痕跡が線状に認められる。底は作られない。瓶内に約一・二センチ四方の木片が残っていたので、木栓が嵌め込まれていたものとみられる。内容物については、香などの一部と思われるものが僅かに認められのみである。蓋は銅の打出し製の被せ蓋である。

輪宝 銅の薄板（約一ミリ）を打ち抜き、八峰に三鈷を作り出した三鈷輪宝である。網部径は十四・五センチである。輪の中央には概に載せるための円孔がある。轂部には二重の珠文をめぐらす。その外側に覆輪をめぐらし、さらにその外側に蓮弁をめぐらす。網部には、内側から覆輪・珠文・覆輪・蓮弁の順で文様がめぐらされている。いずれにも鍍金の痕跡は認められない。

概 銅板で作ったもので、筋彫りを施して独鈷形に細工している。先端には輪宝を載せる「根」を作り、他の一端には蓮座が取りつけられている。全長の平均値は二九・七センチで、直径は中央で平均一・七センチである。ただし、断面形は個体ごとに異なり、おおむね円形・方形・丸面取形・蒲鉾形の四種に分かれる。文様はすべて刻文であり、中央部に鬼目を四個廻らし、その上下には二条の約紐で締めた蓮弁がめぐっている。先端には鈷をあらわす鐫形が彫られている。いずれにも鍍金の痕跡は認められない。これらの鎮壇具は、多宝塔の解体修理完成時に再びもとの位置に埋納された。

四 資料の検討

殿芝資料のそれぞれの特徴は、輪宝が銅板を打ち抜いた三鈷輪宝であること、楯の文様が毛彫りであること、瓶の腰部に節帯をもつことなどである。

密教法具において輪宝の多くは八角輪宝と八峰輪宝であるが、時として三鈷輪宝が見受けられる。三鈷輪宝については、すでに古く石田茂作氏がこれが鎮壇用のものであることを明らかにしている⁽⁴⁾。事実、東密においても、また台密においても、それぞれにかかわる史料には、地鎮・鎮壇に際して用いるべき輪宝は三鈷輪宝であることが明記されている。

すなわち、東密における重要な史料である『覚禅鈔』には、「地鎮後行『鎮壇』事」条に「鎮壇時埋⁽⁵⁾輪⁽⁵⁾楯」と見え、天養元年(一一四四)に行われた右大臣家の新御堂での鎮壇供養に際して用意された輪宝については、「金銅八幅輪八枚⁽⁶⁾各⁽⁷⁾每⁽⁸⁾輪頂⁽⁹⁾可⁽¹⁰⁾作⁽¹¹⁾付⁽¹²⁾股⁽¹³⁾杵」と記されている。また、『覚禅鈔』に図示された輪宝も丁寧に三鈷輪宝を描いている。東密の史料としてこの他、『諸尊要抄卷第十五』⁽⁶⁾鎮壇の項、『薄雙紙二重第七』⁽⁷⁾鎮宅の項、『四卷卷第三』⁽⁸⁾鎮壇の項にも輪宝は三鈷輪宝が図示されている。

台密系の史料である『阿婆縛抄』『安鎮日記集』に見える寛仁二年(一一〇一八)に内裏で執行された際に用いられた輪宝については、「但輪ノ外ニハ三古牙ヲ令⁽⁹⁾附⁽¹⁰⁾」と記されており、延久三年(一一七一)に仁寿殿で行われた安鎮供養の際に掲げられた曼荼羅は、三鈷輪宝の中心と八方に四臂不動が配されたものである。

殿芝資料はまさに教義に示されたところに一致するものであり、

現須川町の某堂宇での鎮壇供養のために作られたものであることが明らかである。轂部や輦部に連珠文や覆輪様花弁がめぐらされること、三鈷の基部に蓮弁をあらわすことなど『覚禅鈔』に示された輪宝の図に酷似するところは興味深いことである。

楯には、上下の鈷部を独鈷形に作った金剛界楯と、鈷部に蓮弁をあらわした胎藏楯とがあり、さらにそれぞれに、上端に宝珠をもつものがある。いわゆる鎮壇用の楯は上端に宝珠をもたない。『覚禅鈔』には「金銅楯八本⁽¹¹⁾高八寸上下端可⁽¹²⁾付⁽¹³⁾根⁽¹⁴⁾」と見えるところが東密における鎮壇具としての楯の特徴と言えよう。興福寺大御堂資料は『覚禅鈔』に描かれた楯の図によく合致するものである。

殿芝資料の楯もまた、形態や文様のあり方が儀軌に示されたところとよく一致するものであると同時に、興福寺大御堂例とも共通する特徴を示しているのである。但し、文様の表現が線刻であるところは石山寺資料に共通する。

瓶は、台密の史料には全く見られない。東密においては、厳密には地鎮供養に際して瓶が用いられる。そして、これを「賢瓶」と称したことが『覚禅鈔』によつて知られる。また、同書に示された賢瓶図は胴下部、高台の上部にあたる位置に節帯を伴ったものであり、殿芝資料や興福寺大御堂資料が教義に則ったものであることがよくわかる。節帯を伴った瓶の図は『四卷第三』⁽⁸⁾鎮壇の項や、『国訳伝流抄第十』⁽¹⁰⁾鎮壇供養の図にも見えており、こうした形態をもつ瓶が正式であったことが知られるのである。

瓶には五宝・五香・五葉・五穀を納める。『覚禅鈔』に記すそれらは左記のとおりであるが、流派によつて若干異なるところもあるようだ。殿芝資料の賢瓶から取り出された瑠璃片は五宝のひとつであ

つたにちがいない。

五宝 金・銀・真珠・頗梨・商佉

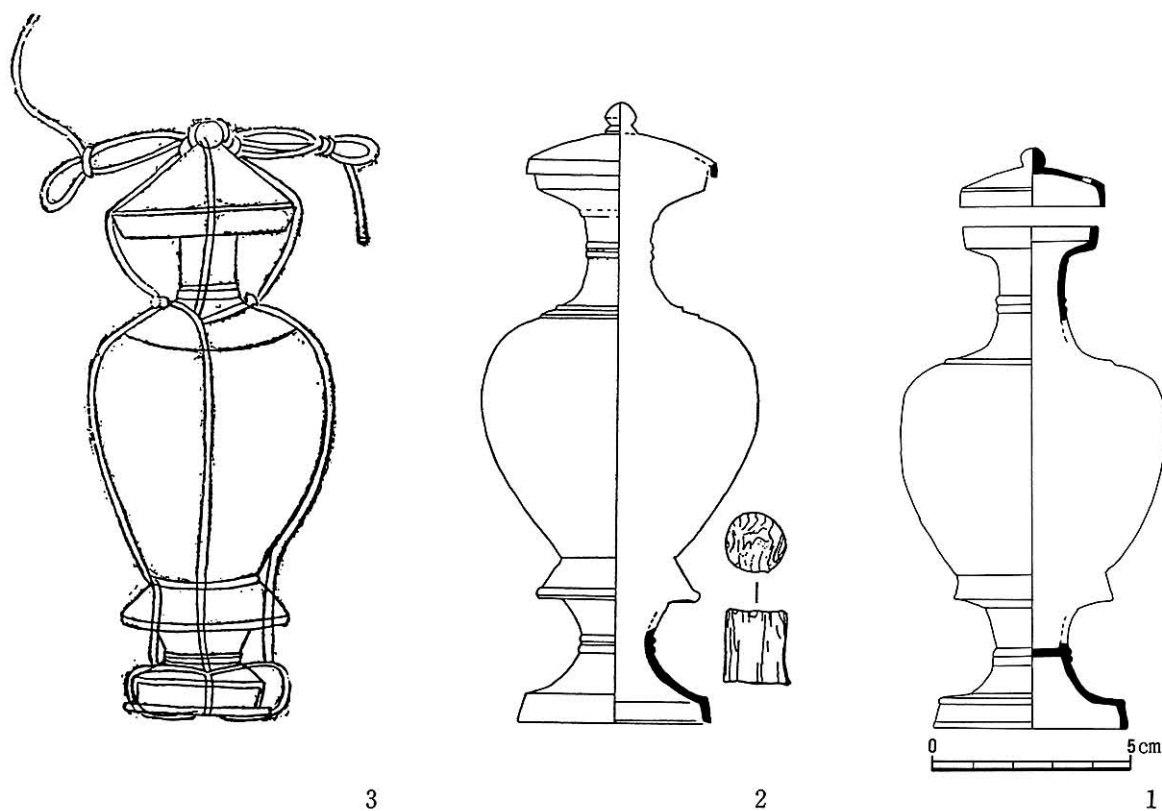
五香 龍腦・鬱金・白檀・丁香・沈香

五葉 赤箭・人參・伏苓・石菖蒲・牛黃

五穀 稻穀・大麥・小麥・菽豆・油麻

これらのものを賢瓶に納め、蓋を被せてから五色の糸でこれを括るが、これも流派によってその括り方が異なつたようである。興福寺大御堂資料の高台底部に糸の痕跡が認められ、石山寺多宝塔の胴部にも括られた糸の痕跡が認められたことは先述したとおりであり、殿芝資料をも合わせて、それらが法式どおりに埋納されたものであることがわかる。糸が賢瓶の器面に明瞭に残っていた例としては、他に満願寺本堂⁽¹¹⁾（兵庫県川西市満願寺）や、金剛峯寺大門⁽¹²⁾（和歌山県伊都郡高野町）などがある。

さて、殿芝資料の年代について検討してみよう。殿芝資料は、瓶の形態が興福寺大御堂資料に、輪宝の文様と、楸への文様の施し方が石山寺多宝塔資料にそれぞれ共通する要素をもっている。瓶での共通の要素は節席を伴うことであるが、もちろん全く同形態というわけではない。製作技法の面では殿芝資料が底部を銅板で鑑付けしているのに対して、興福寺大御堂資料は底を木栓で塞いでいるところが大きく異なっている。全体の形態は両者ともよく似ているが、殿芝資料はやや小ぶりに作られている。殿芝資料では、肩の張りが強いが節帯の広がり方が少ない。底径に対する口縁径の比率は殿芝資料の方が小さい。このような相異の中で両者を比べた場合、肩の張りについては、殿芝資料の方が興福寺大御堂資料より先行する要素となろうが、他の要素からは殿芝資料の方が若干後出する要素と



挿図1 賢瓶図 奈良市須川町(1) 興福寺大御堂(2)『覚禅鈔』賢瓶図(3)

言うべきかもしれない。

輪宝は、文様の状況が石山寺多宝塔資料にきわめて近い。また『寛
禪鈔』に示された輪宝図の珠文や覆輪状文様の状況もまたよく似て
いる。楯の文様が鋳出でなく刻線であるところも石山寺資料との共
通点と言えよう。

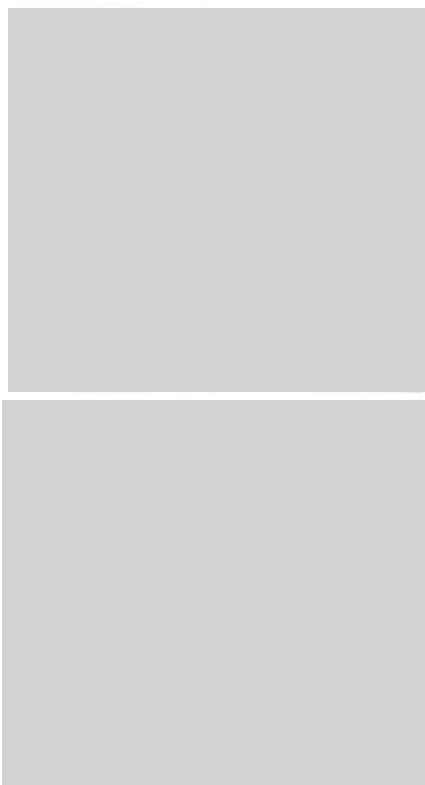
興福寺資料の年代は、さきにも述べたように十二世紀末葉である
ことが明らかになっている。年代比定は調査報告書に述べているが、
概要を記しておく。年代比定は、鎮壇具埋納坑が第三期基壇上面を
覆っている第一次火災面から穿たれていること、そして、密教法具
と共に埋納されていた瓦器碗の年代観からその年代を推定すること
ができたのである。すなわち、それらの瓦器碗が十二世紀末葉に編
年づけられているものであることによって、第一次火災面が治承四
年（一一八〇）十二月の兵火によるものであることが明らかとなった。
したがって、鎮壇具の埋納は治承四年の兵火の後で、さほど年代が
隔っていない時期ということになる。興福寺資料のこのような年代
観からすれば、殿芝資料の瓶はこれとほとんど同時期か、若干前後
する時期の製作と考えることができよう。

輪宝が薄い銅板を打ち抜いたものであるところは、興福寺資料と
共通するところではあるが、石山寺との文様面での共通性は、石山
寺多宝塔の創建年代である建久年間前後のものとすべきかもしれな
い。以上の諸点を勘案すると、殿芝資料は養和年間から建久年間の
間におくのが妥当なところと言えよう。

殿芝資料は出土品であるが、その状況からは再埋納の可能性がき
わめて高いと言える。瓶と輪楯が一ヶ所から発見されながら、輪宝
が七枚重なっていたことと、楯がまとめられていたことは、鎮壇供

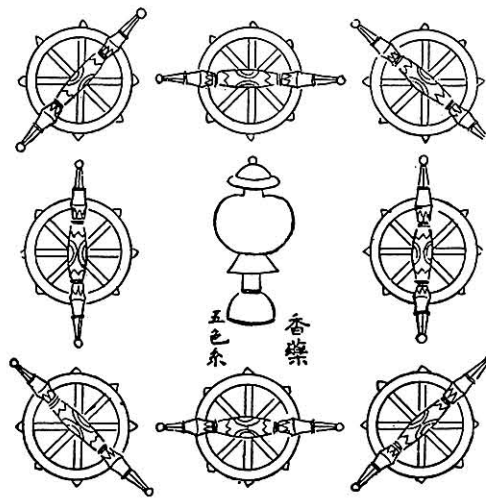
養時の埋納とは考え難いところである。もちろん、本来的には寺院
建立時に用いられたものであろうが、いかなる寺院であったのか特
定できない。

現須川町は元、大和国添上郡東里村に属し、江戸時代にはここに
五ヶ寺が存在していた。それらは丸尾寺・薬師寺・妙蓮寺・羽林寺・
神宮寺であった。ところが、明治七年（一八七四）にこれらの五ヶ寺
を天竜山神宮寺と号する寺に統合した。統合されて成立した神宮寺
は、真言宗御室派に属し、本尊薬師如来は鎌倉初期の作である。こ
うした寺が須川町に所在することからすれば、さきにあげた五ヶ寺
のうちどの寺が最古の寺なのかわからないが、いずれかの寺創立に
際して執行された際の鎮壇具が後に再埋納されたものと考えてよか
ろう。現神宮寺が真言宗御室派に属することは、古くからの宗派を
引き継いでのことなのであろう。いずれにせよ、殿芝資料は真言宗
の教儀に基づいて忠実に製作された鎮壇具である。
(森都夫)

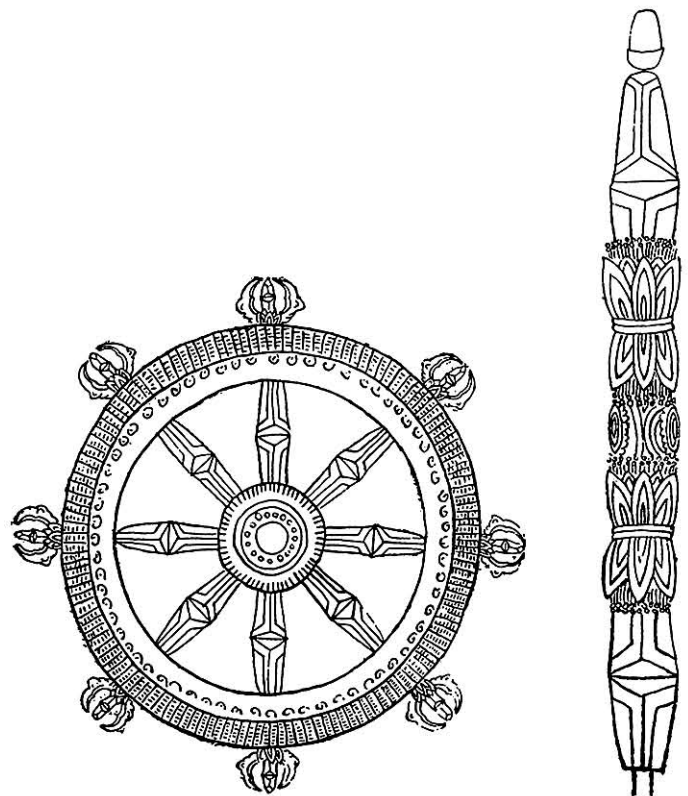


挿図2 輪宝
興福寺大御堂(上)石山寺多宝塔(下)

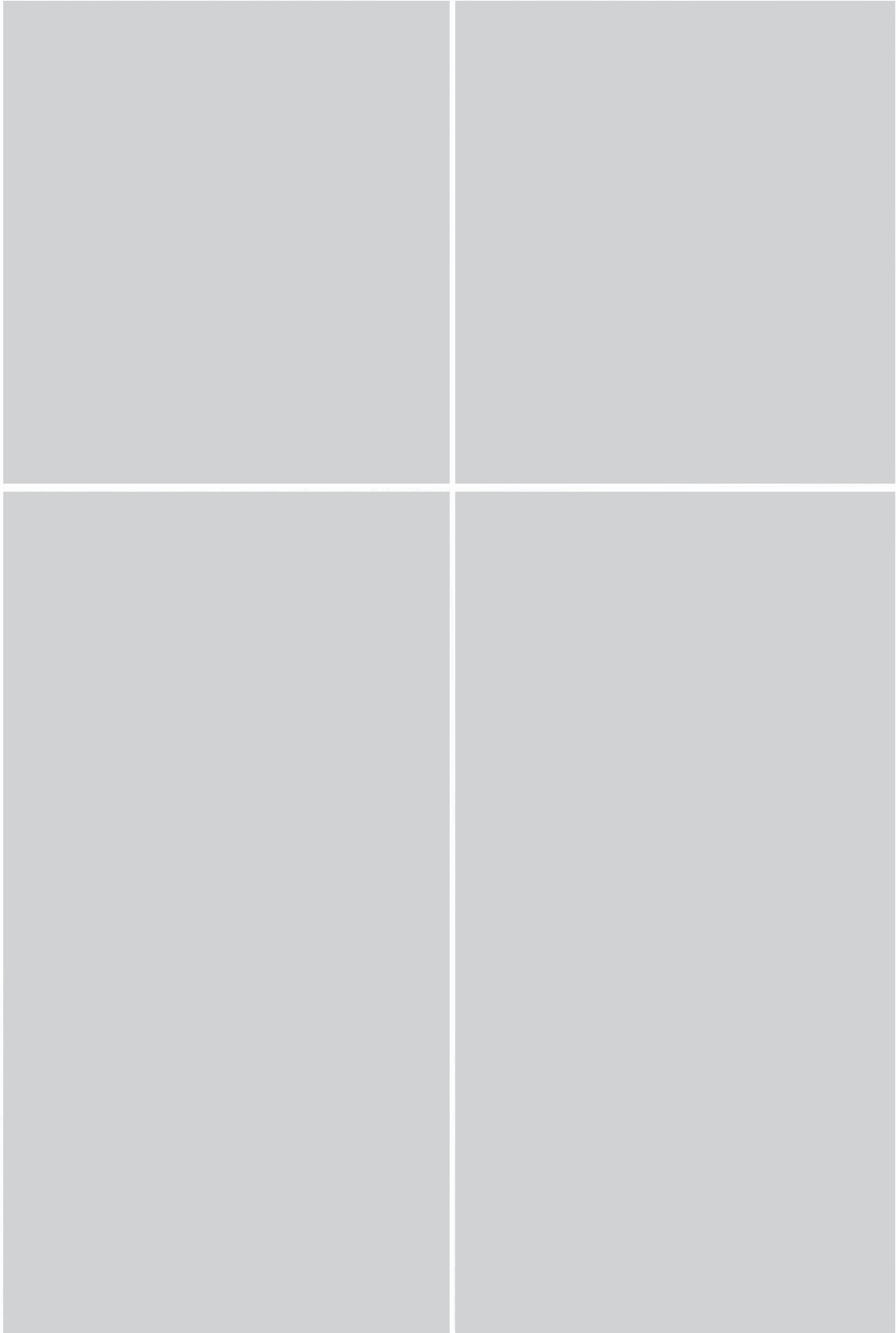
- 1 『阿婆縛抄』第五「安鎮日記集」甲〜丁(『大日本仏教全書』39 一九三二年)
- 2 興福寺『興福寺菩提院大御堂復興工事報告書』一九七〇年
- 3 滋賀県教育委員会『国宝石山寺本堂修理工事報告書 附石山寺多宝塔修理要録』一九六一年
- 4 石田茂作「密教法具概説」(『仏教考古学講座』13 一九三七年)
- 5 『覚禅鈔』第五「地鎮・鎮壇」(『大日本仏教全書』49 一九三二年)
- 6 『諸尊要抄卷第十五』(『大正新脩大藏經』78 一九三二年)
- 7 『薄雙紙二重第七』(『大正新脩大藏經』78 一九三二年)
- 8 『四卷卷第三』(『大正新脩大藏經』78 一九三二年)
- 9 前掲註1に同じ。
- 10 『国訳伝流抄第十』(『国訳密教 事相第四』一九三二年)



- 11 川西市教育委員会『川西市満願寺』一九八五年
- 12 松田正昭「和歌山における地鎮・鎮壇の遺構」(『古代研究』28・29合併号「特集 地鎮・鎮壇」一九八四年)



挿図3 『覚禅鈔』三鈷輪宝・檄図



奈良市須川町発見鎮壇具 奈良 個人蔵